

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年1月24日 15時48分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市 <sup>しもみず</sup> 下水島西方沖 水島港玉島防波堤灯台から真方位178° 1.9海里付近 (概位 北緯34° 27.9′ 東経133° 39.9′)
事故の概要	液体化学薬品ばら積船第三越山丸 <sup>えっざん</sup> は、走錨し、錨泊中の貨物船第八昭扇丸 <sup>しょうせん</sup> に衝突した。
事故調査の経過	令和5年1月25日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第八昭扇丸、499トン、74.70m（全長） 140064、株式会社ジェイエスマリン B 液体化学薬品ばら積船 第三越山丸、499トン、64.97m （全長） 137165、山根海運株式会社、ワイエスマリン株式会社 （船舶借入人）
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船長B、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷等 B 左舷船尾部外板に凹損を伴う擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風速 約15m/s（乗組員の観測値）、視界 良好 海象：波向 西北西、波高 約1.0～1.5m（乗組員の観測値）、 潮汐 下げ潮の初期 倉敷市には、令和5年1月24日04時37分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であつた。
事故の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、空船で下水島西方沖に左舷錨鎖5節を伸出して錨泊し、乗組員が交代で守錨当直に当たっていた。 船長Aは、船橋で守錨当直中、備讃瀬戸海上交通センターからB船が走錨してA船に接近している旨の連絡を受け、西北西方から接近するB船を認め、B船に対し、VHF無線電話で呼び掛け、汽笛を吹鳴して注意喚起を行い、航海士に錨鎖の伸出を指示したものの、錨鎖の伸出中にA船の右舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突したのを認めた。 B船は、船長Bほか5人が乗り組み、空船で、A船の西北西方約500mのところ、右舷錨鎖4節を伸出して錨泊し、船長Bが1人

	<p>で守錨当直に当たった。</p> <p>船長Bは、船橋で守錨当直中、他の乗組員が行っていたカーゴタンクの清掃作業に使用する蒸気ホースの追加を指示しようと船橋を離れ、カーゴタンクに向かった。</p> <p>船長Bは、乗組員への指示を終えて船橋に戻る途中、錨泊中のA船に接近しており、B船が走錨し東南東方に圧流されていることに気づき、機関長に主機の始動を、航海士に揚錨をそれぞれ指示し、錨鎖を巻き始めたものの、主機が始動する前に、B船とA船とが衝突したことを知った。</p> <p>A船及びB船の錨地は、水深が約8m、底質が泥であった。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、強風及び波浪注意報が発表されている状況下、下水島西方沖で錨泊中、走錨したB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、強風及び波浪注意報が発表されている状況下、下水島西方沖で錨泊中、守錨当直中の船長Bが船橋を離れ、B船が走錨していることに気付くのが遅れたことから、走錨を止めるための適切な措置を講じることができず、西北西の風及び波によってA船に向けて圧流され、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、強風及び波浪注意報が発表されている状況下、下水島西方沖において、A船及びB船が共に錨泊中、守錨当直中の船長Bが、船橋を離れ、B船が走錨していることに気付くのが遅れたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 守錨当直者は、走錨のおそれがある場合、自船の位置及び付近船舶、浅瀬等との相対距離の継続的な測定により、乗揚や衝突の危険性を早期に察知する必要があることから、船橋をむやみに離れないこと。</li> <li>・ 船長は、錨泊中、気象状況などによって走錨する危険がある場合、主機を常に使用できるようにしておくこと。</li> </ul>